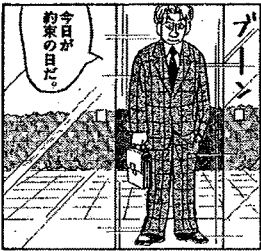
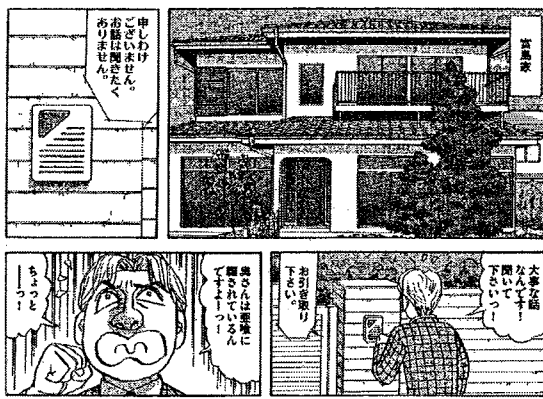


原告の主張					被告らの主張
番号	原告書籍	原告書籍の創作的表現	被告書籍	被告書籍における原告書籍の創作的表現の利用	原告主張への反論
4	①「本日がその指定された日だった」(12頁14行目) ②「約束の5月9日に、…約束どおり書類等の返還を受けるために稲山法律事務所を訪れた。」(34頁7～8行目) ③「ところが解任されたはずの弁護士は席につくや、我々の鼻先に会社の商業登記簿を示し、『4月27日の取締役会で林田則男氏は代表取締役を解任され、ここにおられる魚沼昭雄さんが新たに代表取締役に選任されました』と述べた。」(12頁14～16行目) ④「弁護士は涼しい顔付きでさらに続けた。『私は新代表取締役の魚沼さんの委任を受け、引き続き会社の顧問弁護士の任にあります。したがいましてお約束の書類等は返還できません』」(13頁2～4行目) ⑤「そんなことが起こりうることなのか。」(13頁10～11行目) ⑥「そんなことがあり得るのかと、一瞬呆然としてしまった。」(34頁14～15行目)	前記【番号3】に繋がる一連の場面。 実際の事件の経緯は、原告は、まさか、顧問弁護士がオーナー社長の解任をするなど思いもしていない。ところが、依頼人が弁護士を解任するのではなく、逆に弁護士が依頼人を解任(会社の代表取締役から追放)ということを告げられ、「そんなことが許されるのか!」と即座に怒った経緯があった。 しかし、原告書籍では、即座にそのような反応を示したとは表現せず、その前に一瞬何が起ったか理解できない、頭の中が真っ白になった状態―「一瞬呆然としてしまった」という表現箇所を選択して入れ、それに続く怒りの激しさを強調するべく表現した。 このような場面に遭遇した弁護士の採る態度は、様々な態様が考えられる。経験豊富な修羅場をくぐり抜けた弁護士であれば、このような場面でも「呆然」とはせず、また怒りもせずに、その事情を確認するなどの行動を開始するとも言える。 ところが、原告は、あえてその様々あった当時の状況から、「呆然」という感情を選択して表現をした。これは原告の創作的表現である。	第1話90頁(2コマ目)  第1話91頁(1～5コマ目)  (この欄は右上から左下へ読み進める)	被告書籍には、「書類はお渡しできません。」と平然と寿仁也に告げる亜喰、「は?」と目を点にして汗を一粒流す寿仁也の呆然とした表情、「富島央一さんは、」「代表取締役を解任されました。」と平然と寿仁也に告げる亜喰、「……」と言葉もなく目を点にして呆然となる寿仁也が描かれ、原告書籍の創作的表現がそのまま利用されている。	第一に、原告書籍では一言「一瞬呆然としてしまった」と記載されているだけで、頭の中が真っ白になったという程の表現はない。単に、稲山の手口が極めて異常だったので驚いた、という程度にそもそも映る。 原告がいかにか言い立てようが、稲山の手口を聞いた瞬間に意外の感を抱かなかったとは考えられないので、原告書籍のこの部分にさしたる脚色があるとは認めづらい。実際、原告がここでは挙げていない原告書籍13頁の描写と合わせ読めば、原告はただちに取締役会のことなどの確に質問をおこなっているのであって、「一瞬呆然」とはまさに一瞬の驚きに過ぎなかったことは明らかである。 本当に呆然として頭が真っ白になってしまったのは原告ではなく、被告書籍の寿仁也である。ここでも原告は、被告書籍が創作的に工夫した要素を取り上げて、「原告書籍がそうであった」と強弁している。 第二に、あくまで創作性を主張するなら、実際には呆然としなかったことを証明されたい。

原告の主張				被告らの主張	
番号	原告書籍	原告書籍の創作的表現	被告書籍	原告主張への反論	
5	①「…林田氏が単なる雇われ社長ならともかく、オーナー社長から解任された弁護士が、逆に彼を代表取締役の地位から追放し、自分の息のかかった者を代表取締役に就け、その者から新たに委任を受ける、そんなことが起こりうることなのか。」(13頁8～11行目) ②「…ついでに横に座っている魚沼と称する初老の男を怒鳴りつけた。『代表取締役に就任しただと……あんたも共犯だぞ』いや、私は単に形式的社長でして」と男はあわてて弁解した。」(13頁15～17行目) ③『「なにっ……取締役会で解任？ そんな取締役会がいつなされた。開催通知だって受け取っていないぞ……』」(13頁5～6行目) ④「弁護士は涼しい顔付きでさらに続けた。」(13頁2行目) ⑤『「通知は口頭でしました」とニヤニヤしながら件の弁護士。」(13頁7行目) ⑥『「ふざけるな。こんなことが許されると思っているのか。これは犯罪だ。弁護士がこんなことをしてただで済むと思ったら大間違いだぞ!」とつい大声を上げた。」(13頁12～13行目)	この場面は、【番号3】、【番号4】に連なる一連の場面の一部である。 原告が、1週間前(連休前)に解任通告した際の約束により、榊林田の印鑑その他、一件書類の引渡しを受けることができるものと信じて稲山事務所に出向いたところ、稲山より、取締役会で則男が代表取締役から解任されて新たな代表取締役が選任され、その新代表取締役から改めて顧問弁護士としての委任を受けたから、約束した書類等の返還はできないと言われ、原告が驚き怒る場面である。それは稲山が悪の本性を表わした瞬間でもあったし、原告らがそれを認識した瞬間でもあった。 以後、稲山はまともな弁護士なら絶対にしないような手段を平気で行使して則男を痛めつけ、遂に同人から預っていた株式も競売という手段を使って奪い、榊林田から追放してしまうというアウトローとしての本性を見せる。原告にとっては、それ以前、つまり稲山を大した奴でないと侮っており、自信満々だった姿が見事に打ち破られ、以降連戦連敗に陥し入れられる序曲でもあり、原告書籍の副旋律を奏でる、「稲山の特異なキャラクター(守銭奴、度し難い悪辣性とその手法)」や、原告らに襲いかかる「法律を駆使した稲山の会社支配の想像を超えた脱法的手法」、そして「対立する相手への容赦ない攻撃」の展開を暗示する、原告書籍の序章における重要な箇所である。 ところで、この場面、実際の事実経過では、原告は「ふざけるな～、これは犯罪だ、こんなことをして、ただで済むと思ったら大間違いだぞ」というようなセリフを吐いたわけではない。もちろん、稲山の前回と打って変わった豹変した態度に腹を立て抗議をしたのは事実であるが、当然ながらそれは法律家としての節度を持った抗議であった。このときの稲山の主張＝代表取締役つまり社長の則男を差し置いて、顧問弁護士が勝手に取締役会を開催して社長を解任してしまうようなことはあり得ないことであった。 そこで実際の場面では、原告は、取締役会が開かれたという日時を質すと共に、取締役会議事録の開示を求め、招集手続等々についても、「誰の名前でか」「どういう方法でか」等々と、弁護士という職業柄当然の質問を具体的に問い質した。この時原告が問い質した相手は、実際には役員ではない稲山ではなく、代表取締役に就任したという魚沼であったが、同人は無言で下を向くばかりであったから、稲山が、「招集通知は口頭でした」とどけた返事をした。原告は、稲山に対し、「あなたは役員ではないでしょう。私は役員に聞いてるんですよ。」と述べたが魚沼は無言を続けたため、魚沼に対し「あなたも共犯ですよ」と述べた。稲山は原告からの具体的な質問には一切答えず、会社の商業登記簿を示して、これで十分だという態度を示した。しかし原告は、前記のような本来の事実経過の中から、今後の物語の展開をより効果的にするべく、稲山の普通の弁護士としては信じられない手法を際立たせるために、実際のやり取りの中からほんの一部を取り出して、また難しい法律的な質問などは捨象すると共に、絞り込んで取捨選択し、原告のセリフもわかりやすく誇張してセリフを整えて、原告の怒りの表現を爆発的にし、また「招集通知は口頭で」などと通常あり得ない方法でやったとの発言を特に選択して記載し、これに対して全く動ずることのない稲山の態度を対比的に描写することで、悪辣さを強調した。	第1話91頁(6コマ目)～92頁(1～4コマ目)  (この欄は右上から左下へ読み進める)	被告書籍には、代表取締役解任と新代表取締役就任と共に、改めて顧問弁護士就任を亜喰から告げられた寿仁也が、弁護士らしからぬ言葉で毒づき、ただただ怒り狂う様子と、対して全く動ずることのない亜喰が、「(招集は)口頭で伝えたんですが…」とうそぶいて平然とする様子、これに対してさらに「ふざけるなっ!」と怒り心頭の寿仁也が描かれているのであり、今後の物語の展開の序曲としての役割を果たす場面であって、まさに原告書籍の創作的表現の利用に他ならない。 以上のとおり、被告書籍においては、まさに原告書籍の一連の流れ→【番号3(2)】(顧問弁護士の慌てぶり(＝「演技」に騙され))→【番号3(3)】(偽り)→【番号4】(顧問弁護士の態度の豹変と寿仁也の呆然とした姿)→【番号5】(烈火のごとく怒る寿仁也)→すなわち原告の取捨選択と配列による創作的表現が、文字通りそのまま踏襲・展開されている。原告書籍の創作的表現の利用に他ならない	仮に原告の主張が事実ならば、このような重要な局面での発言を捏造してドキュメントに記載するなど、言語道断である。また、根拠も示さずに後から「この部分は創作だった」と言い立てるだけで著作権侵害は基礎づけられ得ないことも前述の通りである。 しかも、原告の言を仮にすべて信じるとしても、要するに、一件書類を受け取りに行ったらその場でオーナーの解任と新代表取締役の就任、顧問弁護士への再任を稲山より告げられ、原告が腹を立てて「そんなことが許されるのか!」と抗議し、取締役会が開かれた日時や招集手続を質し、議事録の公開を求めたところ、稲山は「招集通知は口頭でした」とどけた回答をしたことは、事実そのものであると認めている。 こうした生の事実の経過レベルであれば、確かに被告書籍は原告のドキュメントを参考にしたのだから類似点はある。しかし、それを超えた原告の創作的工夫なるものと被告書籍の該当箇所は本当に類似するだろうか。 原告の言い立てる類似箇所だけを抜き出して単純に対比するような手法は、本来は被告らに不利であり、作品表現の本質的特徴の比較を歪めかねない。 にもかかわらず、そうした最大の「類似箇所」だけを見比べてさえ、原告も認める客観的な事実の骨子の部分を除けば、原告書籍の創作的表現のどこを被告書籍が借りたというのだろうか。類似するのは唯一、「ふざけるな」という常套表現だけである。それ以外の個別の表現は類似もしなければ一致もしない。

原告の主張				被告らの主張	
番号	原告書籍	原告書籍の創作的表現	被告書籍	原告主張への反論	
6	①「稲山による主従逆転のマインドコントロール下にあったのは、則男にとどまらない。則男の家族ならびに彼と親密な周囲の者も同様であった。稲山は則男と家族との関係に着目した。則男は、これまでもいろいろな女性問題を起こし、家族を悩ませていたが、この当時もβ3という女性と同居しており、時々家に帰るという生活を繰り返していた。当然、家計についても十分な手当てをしなため、則男の家族は経済的にも苦しい時期があった。稲山は則男に対する榊林田の役員報酬の一部を割いて、これを定期的に則男の妻・好子に送って、好子ら家族の面倒をみた。このことが好子が稲山に対する感謝の気持ちを抱き、後に則男が稲山の不正に気付いた後も、なお頑なに稲山を信用する立場を崩さず、則男に敵対する原因となる。稲山は則男の家族の気持ちを掌握する一方、他方では則男と同居していたβ3も含め、一緒にゴルフや海外旅行に行ったりして『家族ぐるみの付き合い』をしていた。」(30頁4～14行目) ②「さて、このように則男とその周囲は稲山のマインドコントロール下にあったが、則男と愛人のβ3だけが、ついに稲山の作った主従逆転の関係から離脱を始める。」(31頁16行目～32頁1行目) ③「依頼者であった則男を榊林田の代表取締役から追放するにあたっては、稲山に大義名分が必要だった。彼は則男の家族を巻き込むことによってそれを達成しようとした。今回の騒ぎの契機となった稲山弁護士解任策動の背後には、則男の愛人のβ3がいて、則男の家族に言いふらした。β3が同和団体と組んで榊林田の乗っ取りを図り、則男に稲山弁護士を解任させた、このままだと榊林田はβ3の自由になり、あなた方家族は則男の愛人のβ3から生活費を支給してもらうことになりますよ、それでもいいですかと、則男の家族に迫ったという。」(45頁14行目～46頁3行目) ④「この点について稲山側は、則男が手持ちの株式を第三者、たとえば裏世界の人物に譲渡するおそれがあり、そうなったら大変なので差し押え、競売によって予防的に則男の手持ち株式を確保したと弁明した。」(51頁1～3行目) ⑤「私は、則男の家族の気持ちを稲山側から取り戻さなければならぬと思い、則男とともに好子のところを訪れることにした。応対したのは則男の継母・β6と妻・好子だった。説明すれば理解してもらえたと安易に考えていた。誰が見ても、稲山の不正は一目瞭然だと思っていたのだ。しかし、この説得は失敗した。」(46頁6～9行目) ⑥「この2週間後、則男の家族、とりわけβ6の説得を試みよう、再び好子、β6らのところに向かった。今度はアポイントを取らずに出かけた。夜7時頃訪れるつもりであったが、他の仕事が長びき、結局8時過ぎとなってしまった。ちょっと遅くなってしまったな、と思いながら訪れたところ、インターホン越しに好子が応対し、β6は不在だという。それならば好子にと思って話しかけるが、帰ってくれの一点張りである。またしても説得に失敗してしまった。」(47頁13～17行目) ⑦「これらの失敗は、林田家における則男の位置についての理解が欠けていたことが大きな原因であった。想像以上に稲山は好子らの気持ちを取り込んでいたのがあった。」(47頁18行目～48頁1行目)	この場面は、本件事件の「事実経過」である。原告が他にも様々な事実経過のエピソードの中から、この事実を特に取り出したのは、原告書籍を通底する副旋律である、稲山と依頼人の「逆転した支配関係」、さらには稲山の「依頼人支配」の手法(愛人の利用、依頼人の妻・家族に対する脅しとマインドコントロール)を表現するために、必要不可欠な場面と考えたからである。 稲山が一方で、則男と愛人共々一緒に海外旅行に行くなどして則男を取り込んでおきながら、他方では則男に不正を察せられ、信頼を失った稲山が、今度は則男の家族の信を得るために、「裏社会」の人物達が会社の支配を狙って自分を排除しようとしていると家族を脅かして、会社の支配をなおしようと、則男の妻・家族の方もしっかりとマインドコントロール下においているという用意周到な人物であることを表現した。 他方、原告はそのような稲山の周到さを見抜かず、家族を説得できると安易に考えて家族の説得に行ったが、簡単に門前払いをくらうという姿を描くことによって原告の思慮の浅はかさを表現すると共に、稲山の恐るべき手法と正体が表現された。 原告書籍では、以上を、左記のように、まず、稲山による依頼者支配の手法～家族に対するマインドコントロール～として表現した。 原告は、当初、家族がこのような強力なマインドコントロール下にあることを知らずに、安易に家族の説得にかかろうとして失敗する。 原告書籍では、稲山のこの恐るべきマインドコントロールの手法が、物語の重要なキーワードとされており、その象徴として、原告が則男の家族説得に「当たって砕ける」場面が左記の通り効果的に表現されている。 これらの記述は、原告書籍の副旋律を効果的に奏で、稲山像、原告像をより生き生きと描くための取捨選択と配列による創作的なものである。	第1話94頁(3～6コマ目)  第1話97頁(5～8コマ目)～98頁(1, 2コマ目)  (この欄は右上から左下へ読み進める)	被告書籍では、安易に央一の家族を説得に行くも、インターホン越しにあっさりと「帰ってくれ」と面談を拒否される寿仁也の思慮の浅はかさが描かれると共に、94頁7コマ目及び8コマ目には、その家族の面談拒否が啞喰の指示である場面が描かれている。 さらに、それに続く被告書籍第1話97頁3コマ目から98頁2コマ目には、前記場面を受けて、啞喰が、央一の妻に対して、円野の策動で自分が顧問弁護士を排除されること、円野の背後には暴力団がいることを告げる場面が描写される。これにより、寿仁也に対する妻の面談拒否が、啞喰によるマインドコントロールの手法の結果であることが強調されている。 この場面の被告書籍の構成は、まさに顧問弁護士による逆転した支配関係とその手法である妻へのマインドコントロール、さらには主人公弁護士が安易に家族を説得に行き、啞喰のマインドコントロールを受けていた妻から、あっさりと面談拒否されてしまうという、まさにしてやられる姿を描いており、これは原告書籍の表現とまさに同一のものである。このように、被告書籍は、原告書籍の創作的表現をそのまま利用しているのである。	第一に、面会拒絶の経緯が事実そのものであったことは原告自ら認めている。稲山による則男の家族への説明内容も、それが事実であったことは乙1・293頁一段目(三)以下に明記がある。そうであれば、原告はこれらの事実を選んだという選択が創作的表現だったと主張していることになる。上記はいずれも本件の経過の中で重要な事実であり、原告が紹介した極めて多数のできごとの中に上記の2つのできごとが含まれていたからといって、その2つのできごとを参考にするだけで著作権侵害を基礎づけるのは到底無理である。 第二に、そうした客観的事実の選択を超えて、具体的表現が両作品において似ているかといえ、両作品は(被告書籍に特有の要素であるビジュアル表現をあえて度外視して、ストーリーと台詞だけに着目したとしても)まったく類似していない。原告書籍では、まず義母や別の弁護士も同席で妻と会えている(よって義母は離婚していない)。その後、原告が事前の約束なく夜間に訪問した際に、面会を断られたのである。原告の来訪は予期できないのだから、当然稲山は妻宅には来ていない。そんな時間に訪れれば面会を断られるのは当然で、このエピソードから受ける印象は原告の焦燥である。 他方、被告書籍では、先回りして啞喰が来ているという、現実には起こりにくい出来事が特徴的である。このエピソードにより、啞喰の周到さ、底知れなさが印象づけられており、事実の部分を除けば両作品は類似しない。作品全体を通して、原告書籍の稲山は悪徳弁護士ではあるものの、「法律オタク」と呼ばれるようにどこかユーモラスな、生身の人間として描かれている。これに対して、啞喰はその得体のしれなさ、残忍さが際立っている。

原告の主張					被告らの主張
番号	原告書籍	原告書籍の創作的表現	被告書籍	被告書籍における原告書籍の創作的表現の利用	原告主張への反論
7	①「戦争と同様、裁判闘争もまた兵糧がモノをいう。そのへんを知り抜いている稲山はさっそく則男への糧道を断ってきた。それまで榊林田の代表取締役として支給してきた月額100万円の報酬の支払いを拒絶してきたのだ。」(73頁2～4行目) ②「さらに則男から預かっていた個人の預金口座も、榊林田の則男に対する債権と称するもの(判決を取る手間を省くため、あらかじめ公正証書を作っておくという周到さであった)で差し押え、則男を無一文としてしまった。」(73頁4～6行目) ③「私も少しは援助した。本来、弁護士としては、そのようなことをしてはならないのであるが、」(73頁9行目) ④「則男は、…この当時もβ3という女性と同居しており、時々家に帰るという生活を繰り返していた。」(30頁6～8行目)	この場面は、敵対する立場になった相手に対し、容赦のない攻撃を加えるという、弁護士という範疇を超えたアウトローとしての稲山像と、簡単に丸裸にされてしまった依頼者則男のなげなさを、それぞれ強調して表現したものである。 また、原告が、則男の生活費まで負担したという事実は、本来弁護士としてはしてはいけないこと、ある意味では恥ずかしいことであり、そのことをわざわざ記述する必要性もなかった。 しかし原告は、稲山との闘いが、通常の弁護士間のそれとは異なり、尋常ならざるものであることを表現するために、数ある事実経過の中からあえて本事実を選択して記述したのであり、これは単なる事実の記述に留まるものでなく、創作的な表現部分である。	第1話95頁(2～10コマ目)～96頁(1～3コマ目)  (この欄は右上から左下へ読み進める)	被告書籍も、亜喰によって簡単に丸裸にされた依頼者央一の情けなさを描くために、原告書籍の左記創作的表現部分をそのまま利用している。	第一に、原告が類似と主張する、稲山による送金ストップなどは事実以外の何物でもなく、原告が創作したものではない。ここでも原告は強引に「表現」という言葉を使っているが、「事実の中に稲山の悪党ぶりが表れている」ということと、創作的表現とは別物である。 第二に、被告書籍のシーンは、左記の要領を得ないやり取りにあるごとく、困り果て、自信が持てず全てにあやふやな央一のキャラクターを描くことが主眼である。 原告はあえて無視したが、このやり取りは被告書籍第1話98頁ないし99頁の「あんたしっかりしろよっ!」……「へぼへぼなんて言われてくやしくないのかっ!」という寿仁也の発言のシーンにそのまま続いており、「ダメ人間」たる寿仁也と央一存在をシンクロさせる重要なシーンである。 なりふり構わない稲山に焦点をあてて具体的行為を列挙する原告書籍の該当箇所には、このような視点はない。むしろ、則男は原告書籍を通じて、大男で粗野(15頁・70頁)、血の巡りが悪く見栄っぱり(29頁)で、働く気も全くない(73頁・81頁)人物と扱われており、両作品の表現は全く異なる。

原告の主張				被告らの主張	
番号	原告書籍	原告書籍の創作的表現	被告書籍	原告主張への反論	
8	①「稲山は、…則男と同居していたβ3も含め、一緒に…海外旅行に行ったり…していた。」(30頁13～14行目) ②「こうした旅行は、稲山の妻と一緒にのこともあったが、他の女性、例えばクラブのホステス…と一緒にのこともよくあった。」(31頁1～2行目) ③「これらの旅行の手配はすべて稲山が行ない、…それは榊林田の金であった。」(31頁5～6行目) ④「まだある。則男の愛人のβ3に対しても、息子の就職祝いと称して、仕立券付きのワイシャツ生地を10本贈ったという。10本とはあきれてしまった。これらの贈り物の代金が榊林田から支払われたことはもちろんである。だいたい弁護士が依頼者から受け取るのならともかく、依頼者に、しかもその妻や愛人宛に中元や歳暮を贈るなどという話は聞いたことがない。」(48頁10～14行目)	稲山は、依頼人と弁護士の「逆転した支配関係」を維持するために、β3という則男の愛人を利用し、この愛人を自分の側に付けるために、様々な贈物をしたり、一緒に海外旅行に行ったりしていた。しかも稲山は、これらの費用をすべて稲山が事実上支配下においていた榊林田から支出させていた。ここに稲山の悪徳さ加減、金銭に対する執着がみられる。 そこで原告は原告書籍を執筆するに際して、原告が本件事件で体験した、稲山の依頼人の取り込み方や愛人を利用した手法、金銭にまつわるもろもろのエピソードをその他数ある事実から取捨選択し、守銭奴、銭ゲバとして同人の特性を左記の通り表現した。これらの点は、原告が稲山の依頼人取り込みの独特の手法や金への執着、会社支配を特に表現するために、事実を取捨選択した結果である。 他方で、例えば、稲山は、β3に金1500万円のゴルフ会員権(税金分を併せると、金3000万円)まで贈っているのであるが、原告は、原告書籍の中で、このゴルフ会員権について触れなかった。それは、β3の立場を考慮した面もあるが、同書の中では同人をそれ程悪い人物でなく、むしろ稲山の不正を見かね、則男に忠告する善人——その結果、稲山から本件の黒幕として攻撃される、として描こうとしたからである。 原告の本件事件の体験からすると、稲山が通常の弁護士であればとてもしないような手法・作風の持ち主であることは数々のエピソードがあった。原告は、その中から特に、愛人、すなわち女を使って依頼者であるオーナーの信頼をつなぎ留める手法を摘示して、同弁護士がこの種の手法を用いるヤクザと同じ類の人物だということを選択して抜き出し描写した。中でも、愛人同伴での旅行の費用、愛人へのプレゼント費用もすべて会社の金を使っていたという「事実」を取り出し描写し、稲山が金に汚い守銭奴のような人物であることを描写し表現している。	第1話99頁(5, 6コマ目)	被告書籍は、左記の原告の取捨選択の結果である、歪喰の特異な人物設定とその手法を、原告書籍の表現どおりに、そのまま利用している。 原告が、稲山の人物像を描くため取捨選択した、愛人同伴の旅行費用や、愛人へのプレゼント費用もすべて依頼者の会社で賄われていたという細かな部分まで、利用している。	第一に、贈り物の事実は描きつつ、そこからゴルフ会員権だけを省くと、なぜβ3が善人に見えるのか理解できない。 第二に、原告書籍のどこを見ても、β3が稲山解任を支持した経緯がわかるだけで、同人の「善人」ぶりなどは記載されていない(原告書籍32, 44-45頁ほか)。被告書籍こそが、円野を央一の寂しさを理解し、放っておけなかった人物(善人)として描いたのである。ここでも原告は、被告書籍が創作的に工夫した要素を取り上げて、「原告書籍がそうであった」と強弁しているのみである。 第三に、左記はいずれも、本件事件の経過の中で重要な事実であり、それを紹介したことだけで創作的表現と呼んだり、あるいは参考にしただけで著作権侵害の根拠にするのは、無理である。